

○極東國際軍事裁判速記録

第四號

亞米利加合衆國、中華民國、大不列顛北愛
蘭聯合王國、「ソビエット」社會主義共和國、
聯邦、漢洲聯邦、加奈陀、佛蘭西共和國、
和蘭王國、新西蘭、印度及比比律賓國

對
被告 荒木 貞夫 土肥原賢二
橋本欣五郎 畑 俊六
平沼謙一郎 廣田 弘毅
星野 直樹 木戸 幸一
賀屋 興宣 小磯 國昭
木村兵太郎 板垣征四郎
松井 石根 梅津美治郎
南 次郎 武藤 章
佐藤 賢了 大島 浩
鳴田繁太郎 重光 美
鈴木 貞一 岡 敏純
東條 英機 梅津美治郎

昭和二十一年五月十三日(月曜日)
東京都舊陸軍省内極東國際軍事裁判所法廷
於テ

午前九時四十分開廷

○ヴァンミーダー執行官 故に開廷を宜します。

○ウエーブ裁判長 私は今此處に全辯護人を代表して鶴澤氏並に清瀬氏より提出されました當法廷決定に依る判官に對する忌避事實の再考を求むる要求を持つて居ります。其の要求に依りますと、私は他の判事と一諸に審議するやうに要求されて居ります。當法廷判事全部は此の要求を拒絶致します。隨つて本要求は拒否致します。

○清瀬辯護人 此の要求の理由はまだ述べて居りませぬ。理由を述べる機會を與へられることを望みます。

○ウエーブ裁判長 本決定は既に決定して居りまして、要求は後から提出されたものであります。本問題に關しましては既に討議の餘地はありません。次の事項は當法廷の管轄權でござります。其の理由として述べられて居る所は、起訴状に平和に對する罪、並に人道に對する罪が含んであると云ふことに基いて居ります。動議の根柢は論議することに置いてあります。併しあいふことは別と致しまして、各別々に讀むことに致します。

○清瀬辯護人 それでは豫て提出致して置きました當裁判所の管轄に關する動議の説明を致させ戴きます。其の第一は當裁判所に於ては平和に對する罪、又人道に對する罪に付き裁きに於てはなくして、一九四五年七月二十六日を限度として、其の日を境にして此の宣言を發した所の國、此の宣言を受けた所の國、即ち聯合國及び日本に於て、戰爭犯罪とは何を考へられて宣言が發せられ、宣言が受託せられたかと云ふことを決めなければなりません。其の當時まで世界各國に於て知られて居った戰爭犯罪と云ふことの意味は、結局戰爭の法規慣習例を犯した罪と云ふ意味であります。其の實例として多く挙げられて居るものは、交戦者の戰爭法規の違反が一つ、非交戦者の戰争行為が一つ、掠奪が一つ、間諜及び戰時反逆、此の四つが戰爭犯罪の典型的のものであります。此の法廷にはイギリスからの裁判官もおゐでありますが、イギリスの戰爭法規提要四百四十一條には、明かにワークライムと戰爭犯罪の定義を擧げて居ります。

それから又次の條には、戰爭犯罪の種類を挙げて居ります。此の種類はやはり今私が申上げた四つであります。單に英國の戰爭法規提要におけるのであります。このボッダム宣言は、平和主義第十條に於て戰爭犯罪人と稱する者に對する起訴を受けることは出來ますが、同條項に於て戰爭犯罪者と稱せざる者の裁判をなす權限は、ないのであります。本法廷の憲章に於ては、和平に對する罪乃至人道に對する罪と云ふ明文はありませんけれども、併しながら聯合國に於てあります。

斯の如き罪に對する起訴をなす權限が、なければ、聯合國から權限を委任された最高司令官はやはり其の權限はないのであります。自己の有せざる權限を他人に與ふることを能はずと云ふ法律上の格言は、國際條約の解釋の上に於ても亦あると申しまして、其の例證も、分け方に依つて五つに分けて居る例證もありますが、實際に於ては英國のマニユアルと同一であります。本法廷憲章の發布されました本年一月十九日、聯合軍最高司令官マツカーサー元帥閣下が發せられた特別命令、スペシャル・オーダーの中に、聯合國は隨時戰爭犯罪者を罰する旨を宣言したと云ふことが載つて居るのであります。

此の特別宣言にある聯合國が屢々宣言したと云ふこととも、やはり我が日本に對する宣言と云ふことは行きませぬ。ドイツに對して或はソスコー或はヤルタ、是等の會議でどう宣言せられやうとも、我が日本に對し其の宣言を適用すると云ふ理由は斷じてありませぬ。裁判長、ここが私は非常に大切なことと思ひます。ドイツと我が國とは降伏の仕方が違つて居る。ドイツは最後まで抵抗して、ヒットラーも戰死し、ゲーリングも戰列を離れ、遂に崩壊致しまして、全く文字通りの無條件降伏を致しました。それ故にドイツの戰爭犯罪人に對しては聯合國は、若し極端に言うことを許されるならば、裁判をしないで處罰することまでもなしだかも分りません。我が國に於てはまだ聯合軍が日本本土に上陸しない間にボッダム宣言が發せられ、其の第五條には、聯合國政府は、我々も亦之を守るであらうと云ふ條件で——此の條件は聯合軍も守るであらうと云ふことで、我が國に對して宣言を發し、我が國は之を受託したのであります。それ故にニュールンベルグに於ける裁判

て、平和に對する罪、人道に對する罪を起訴して居るからと云つて、それを直ちに類推して極東裁判に持つて行くと云ふことは絶対の間違ひであります。我が國に於ては今申した來歴で、ボンダム宣言と云ふ一つの條件附、假に民法の上に附いた條件があるのです。それを受託したのでありますから、聯合國と雖も之を守らなければならぬ。聯合國に於かれては、今回の戦争の目的の一つが國際法の尊重であると云ふことを言はれて居ります。さうすれば國際公法の上から見て、ワーライムズと云ふものの範囲を超越せられると云ふやうなことは、まさかないからうと我々は確く信じて居つたのであります。日本國民も左様に信じ、其の受託を決しました當時の鈴木貢太郎内閣に於ても、此の條件一つである戦争犯罪人の處罰と云ふものは、世界共通の言葉、能く決つた熟語、それで戦争犯罪と云ふものだけが罰せられるものだと思つて受諾して居る。受託してしまふと當時とは違ふ他の罪を持出して之を起訴すると云ふことは如何なものであります。世間では一九二八年の不戦條約より、國家の政策としての戦争を非とする云ふ言葉があるから、其の後は國家の政策としての戦争又は侵略戦争それ自身が犯罪となるのだと憲論する人もあります。併しながらは徹底的に間違ひであります。不戦條約は國の政策としての戦争は咎めて非として居りますけれども、之を犯罪なりとは言つて居りませぬ。其の證據には、不戦條約が成立しましたのが一九二八年であります。イギリスの戦争法規提要が出来たのは其の翌年一九二九年であります。

ります。併しながら斯の如きアメリカ大陸と云つた局地的の條約なり、決議なり、會議と云ふものは、それに關與した國だけが抱束せられるものであつて、局地的の會議の結果が全世界を抱束するものでないことは茲に私が申上げるまでもないのであります。苟も或る法則が國際法となるのに世は、世界各國か之に關與するか或は又多年の慣行で人類の承諾した觀念、エスター・ブリッジ・コード、アイデア、それが生れた時に初めて國際法となることは、茲に私が申上げるまでもあります。又疊にも觸まれましたが、國際條約でも、宣言でも、國際宣言でも、條約宣言の後に現はれたもので、前の條約宣言を解釋することは出來ませぬ。

もう一度やります。國際條約でも、宣言でも、之を解釋するのに條約宣言以前の資料は役に立ちますけれども、後に現れた資料で前の條約を解釋することは出來ないのであります。

終戦後ヨーロッパからの資料を研究しますると、一九四五年の八月八日にロンドンの戰爭犯罪會議で戰爭犯罪の意義を擴張することが決つた趣であります。是が即ちニューヨーク・ベンゲン裁判のチャーターであります。併しながらそれは八月八日のことです、我々へのデクレーレーションは七月二十六日のことであります。七月二十六日の宣言を解釋するのに、八月八日の資料を以て解釋すると云ふことは、矛盾確權苟も法律家のなさざる所であります。此の問題は實に大きな問題で、私は今日の世界に於て法律問題としては此の裁判所の管轄に關する問題位大きな法律問題ではないと思ひます。日本に對しては前通りの戰爭犯罪を嚴重に裁判をする。思ひもせん、當時日本では夢想だもせざりし平和に對する罪だと云つて、當時の政府の要人、當時の外交官、當時の民間の指導者を被告にすると云ふことはどう云ふ譯でありますか。我々日本人としてではなく、裁判長閣下の此の法廷開始の初めに宣言せられた如く、何人も、何者をも恐れ

す、又何人もをも裨益せず、嚴正なる解釋を、歴史の審判の前になされんことを切望致します。然るに本年四月二十九日及び三十日に被告に送達せられました起訴状中には、平和に對する戦罪であると申しまして、以上の意味に於ける戦罪以外の、即ち戦争自體の共同の計畫、共同の立案、共同の實行、之に指導者、教唆者、共同犯者として參加したことを戦争犯罪と列舉してあります。即ち訴因第一より第三十六までそれであります。此の各訴因は之を調査する必要な如く、本裁判所の權限に屬せざるものとして排斥せられんことを請ひます。

又右起訴状には、人道に對する罪であると稱して、麻薬濫用防止條約なり、議定書の違反、之を罪として擧げて居るのであります。即ち訴因五十三乃至五十五條の戦争犯罪を除いたる部分、茲に附屬書Bが之に當るのであります。又其の上に單純な殺人罪、モーダー、戦争の開始の際又は戦争攻撃中に發生した軍人又は非戦闘員の生命に對する加害をも戦争犯罪と擧げて居ります。訴因第三十七乃至五十二が即ち是であります。是等も亦先刻申しました理由に依り戦争犯罪の中に入らざるものとして證據調べを要せず直ちに排斥せられんことを要望致します。以上が本裁判所の管轄に對する異議の第一點であります。

是より本異議の第二點に付き簡單なる説明を致します。ボツダム宣言の受託と云ふのは七月二十六日現在に、聯合國と我が國との間に存在して居つた戰爭、我々は當時大東亜戰爭と唱へました戰爭、其の戰爭を終了する國際上の宣言であつたのであります。それ故に其の戰争犯罪と云ふのは、あの時に現に存在して居つた戰争、我々の言ふ大東亜戰爭、諸君の仰しやる太平洋戰爭、此の戰争の戰争犯罪を言つたものであります。此の大東亜戰争にも含まれず、又な一方の仰しやる太平洋戰争にも關係がなく、既に過去に於て終了してしまつた戰争の戰争犯罪を思ひ出して起訴するなんと云ふことは斷じて考へられて居りませぬ。そこで私共實に不思議

河に於ける日本政府の行動を職罪犯罪と致し御覧になつたのでありますけれども、滿洲國の結果滿洲國が出來、滿洲國は多數の邦國依つて承認せられて居ります。此處にはソ聯は滿洲國を承認されたものでありますか、ソ聯は滿洲國を承認されて居る。東支鐵道はソ聯より滿洲國を賣却せられました。滿洲國を國と見なければ、それに賣却すると云ふことは起りませんからソ聯は滿洲國を御承認なさつて居るものと我は解釋して居ります。さうして見れば遼寧、吉林、黒龍江、熱河、之に關する事件の如きは、古き過去の歴史であります。太平洋戦争には含せられないものであります。然るに本件の訴状の訴因第二は、是等の事件に週り、職罪ありとして訴へられて居るのであります。に驚くべきことは、我が國とソ聯との間に曾起りましたハーサン湖區域に於ける事件、又ルビン、ゴール河流域に於ける事件、前の事件我が國では張鼓峰事件と言ひ後の事件はノモハン事件と言ひますが、是等の事件に職罪犯の提出は必要あるまいと思ひますが、バーサ湖事件、即ち張鼓峰事件は一九三八年八月にソ間に協定が成立して居ります。

○キーナン検事 只今より異議を申立てる爲お聽き戴きたい。——首席檢察官と致しまして、只今のやうな議論は基礎的の議論でない云ふ理由から異議を申立てさせて戴きたいとします。

○ウエップ裁判長 簡単に願ひます。どうぞ

○キーナン検事 私の只今申上げたい點は、只法律並に事實に付て協議せんとして居るからあります。併し斯様な問題は只今本法庭で協議することはまだ早過ぎると存じますので、裁判

閣下より辯護團に其の點御注意願ひたいと存じます。

○エップ裁判長 辯護人に申しますが、辯護人は單に管轄権のことを取扱つて居るのであります。

云ふことを申上げます。併しながら事實に根據を置いて居られる以上は、疑問の餘地のないことをでなくてはいけません。

○清瀬辯護人 了承しました。私も今此處で立證する考へはないのであります。事實を述べて居るのであります。辯論は何卒全體として御聽きを願ひたいと思ひます。

先刻ハーサン湖流域の事件が過去の事實であると云ふ事實を述べました。更にハルビン・ゴール河流域に於ける事件も過去の事件である。

即ち一九三九年九月には協定済であります。そ

の後日ソ間には中立條約が出来まして、ロシア

と日本の間は七月二十六日には戦争状態にはあらなかつたのであります。

○キーナン検事 ソビエト聯邦の代表は只今

辯護團より紹介されたことは事實でないと言はれて居ります。それは特にハーサン湖に關する事件のことであります。

○エップ裁判長 それは裁判所で顯著な事實として受取ることは出來ません。

○キーナン検事 只今の事實は疑ひの餘地がない。只今のハーサン湖に關する發言に關しては

速記録から除去して戴きたいと思ひます。

○エップ裁判長 記録より削除致します。

○清瀬辯護人 裁判長、これに付ては後の段階で實證するの機會を與へられんことを御願ひ致します。

○エップ裁判長 證據は六月三日それから以後に取ることになつて居りますから管轄の問題も其の時になつたら宜敷いでせう。

○清瀬辯護人 それでは引續いて第三點に付て更に其の趣意のあるところを述べます、前にも既に指摘致しました通り此の裁判所の裁判管轄は一九四五年七月二十六日の宣言に基くさうして此の宣言は日本と其の時に戰争状態にあつた

國との間の戰争の戰争犯罪であります裁判長、一寸訂正を御許し願ひます。第三點に入るに先立つて第二點の要旨は訴因第二十五、第二十六、第三十五、第三十六、第五十一、第五十

二、此の訴因の排斥を求めるものでありますそれだけでありますさうして第三點に戻ります。

○エップ裁判長 それは正式の申出に書いてありますんでしたか。

○清瀬辯護人 書いてあります。説明を略しましたからつづけておきます。

第三點は今申した通り當時の降伏は戰争狀態にあつた國との間の戰争犯罪所が我が國とタイ

國との間に當時戰爭はなかつた。タイはシャムとも云ふ、獨り戰争なきのみならず、タイ國と我が國は同盟國であつた。我が國がタイ國に於てタイに對する戰争犯罪をしたといつたやうなことは實はどうも夢想も出來ぬ架空のこととのやうに思ふのであります。假に何かの解釋で日本とタイとが戰争をして居たと假定を致しましても

又彼等は世界の人口の半數乃至三分の二までも數えて居りますが等の十一箇國が今までの侵

犯罪といふものは此の裁判所に於て裁判されるものではないのであります然るに驚くべし訴因由からも我が國がタイ國に對して犯した戰争犯

又此の十一箇國の聯合國は此の野蠻行為及び掠奪行爲に對して責任を有してゐる者

を罰することが出來ないことがありませうか、

是等の言葉は此の際適當なものでござります

○エップ裁判長 首席檢察官に伺ひますが、

致しました動議は世界の各民衆に對してなされ

たものであると理解致し、此の動機が全然反駁されずに居ることは承知出来ないのであります

○キーナン検事 裁判長、私は此の辯護人側が

居つた被告が責任を負ふべしとなして居るのでありますこの訴因も亦本裁判所に於て裁判され

るに適しない範圍外權限のないことでありますから證據を要せずして直ちに排斥されんことを乞ひます。

○エップ裁判長 裁判は十分間休憩致しま

以下三點について御審議の上内容に入つて訴

訟行爲をする以前にこの問題を御處理あらんことを乞ひます。

○エップ裁判長 終り

以上三點について御審議の上内容に入つて訴

訟行爲をする以前にこの問題を御處理あらんことを乞ひます。

○エップ裁判長 裁判は十分間休憩致しま

午前十一時十分休憩

午前十一時二十五分開廷

○ヴァンミータ執行官 故に開廷を宣します。

○アーネス陸軍大尉 アメリカ辯護士側は只今附屬的動議を提出させて戴きます。

○エップ裁判長 動議に付ては個別的に取扱いありません。私は現在檢察團側の主張を述べさせて戴きたいと思ひます。

即ち日本の隊伍は全然無條件なるものであり、それにつきましては降伏文書及び他の書類を參照されれば必ず立證されることと思ひます。

○エップ裁判長 それは正式の申出に書いてありますんでしたか。

○清瀬辯護人 書いてあります。説明を略しましたからつづけておきます。

第三點は今申した通り當時の降伏は戰争狀態にあつた國との間の戰争犯罪所が我が國とタイ

國との間に當時戰爭はなかつた。タイはシャムとも云ふ、獨り戰争なきのみならず、タイ國と我が國は同盟國であつた。我が國がタイ國に於てタイに對する戰争犯罪をしたといつたやうなことは實はどうも夢想も出來ぬ架空のこととのやうに思ふのであります。假に何かの解釋で日本とタイとが戰争をして居たと假定を致しましても

又彼等は世界の人口の半數乃至三分の二までも數えて居りますが等の十一箇國が今までの侵

犯罪により多くの資源を失ひ又非常な人的損失をして居りますが、此の十一箇國が此の野蠻行為及び掠奪行爲に對して責任を有してゐる者

を罰することが出來ないことがありませうか、

又此の十一箇國の聯合國は此の侵略戰争を武力

によつて終結をさせたのですが、今や彼等は此の侵略戰争の責任者をただ何もせずにこ

の儘放つておくことが出来るであります。假に何かの解釋で日本とタイとが戰争をして居たと假定を致しましても

又此の十一箇國の聯合國は此の侵略戰争を武力

によつて終結をさせたのですが、今や彼等は此の侵略戰争の責任者をただ何もせずにこ

居りませんのですが、併し私はかかる誤った主張が全然反駁されずに終つてしまふことは望みません。私は現在檢察團側の主張を述べさせて戴きたいと思ひます。

即ち日本の隊伍は全然無條件なるものであり、それにつきましては降伏文書及び他の書類を參照されれば必ず立證されることと思ひます。

○エップ裁判長 動議に付ては個別的に取扱いありません。私は現在檢察團側の主張を述べさせて戴きたいと思ひます。

○清瀬辯護人 書いてあります。説明を略しましたからつづけておきます。

第三點は今申した通り當時の降伏は戰争狀態にあつた國との間の戰争犯罪所が我が國とタイ

國との間に當時戰爭はなかつた。タイはシャムとも云ふ、獨り戰争なきのみならず、タイ國と我が國は同盟國であつた。我が國がタイ國に於てタイに對する戰争犯罪をしたといつたやうなことは實はどうも夢想も出來ぬ架空のこととのやうに思ふのであります。假に何かの解釋で日本とタイとが戰争をして居たと假定を致しましても

又彼等は世界の人口の半數乃至三分の二までも數えて居りますが等の十一箇國が今までの侵

犯罪により多くの資源を失ひ又非常な人的損失をして居りますが、此の十一箇國が此の野蠻行為及び掠奪行爲に對して責任を有してゐる者

を罰することが出來ないことがありませうか、

又此の十一箇國の聯合國は此の侵略戰争を武力

によつて終結をさせたのですが、今や彼等は此の侵略戰争の責任者をただ何もせずにこ

の儘放つておくことが出来るであります。假に何かの解釋で日本とタイとが戰争をして居たと假定を致しましても

又此の十一箇國の聯合國は此の侵略戰争を武力

によつて終結をさせたのですが、今や彼等は此の侵略戰争の責任者をただ何もせずにこ

出でしめたる者の權力及勢力は永久に除去せられざるべきからだ」又この宣言の第十三條には以下
の如きことが書いてあります。「吾等は日本國政府が直に全日本國軍隊の無條件降伏を宣言し且右行動に於ける同政府の誠意に付適當且充分なる保證を提供せんことを同政府に對し要求す、右以外の日本國の選擇は迅速且完全なる壞滅あるのみとす」一九四五年九月二日附の降伏文書第二項には次の如きことが書いてあります
「下名は茲に日本帝國大本營並に何れの位置に在るを問はず一切の日本國軍隊及日本國の支配下に在る一切の軍隊の聯合國に對する無條件降伏を布告す」又この文書の第三項には「下名は效伏に何れの位置に在るを問はず一切の日本國軍隊及日本國臣民に對し敵對行爲を直に終止すること及聯合國最高司令官又は其の指示に基き日本國政府の諸機關が課すべき一切の要求に應ずることを命ず」と書いてあります。又降伏文書の第五項にはかういふことが書いてあります。「下名は茲に一切の官廳、先程ボツダム宣言に於きまして戰爭犯罪人といふ言葉の解釋に付て辯護人側から言及されました。ボツダム宣言の第六條にはかういふことが書いてあります。「吾等は無責任なる軍國主義が世界より驅逐せられざれば平和安全及正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て日本國國民を欺瞞し誤導して世界征服の擧に出でしめたる者の權力及勢力は永久に除去せられざるべきからず」又この宣言の第十三條には以下の如きことが書いてあります。「吾等は日本國政府が直に全日本國軍隊の無條件降伏を宣言し且右行動に於ける同政府の誠意に付適當且充分なる保證を提供せんことを同政府に對し要求す、右以外の日本國の選擇は迅速且完全なる壞滅あるのみとす」一九四五年年九月二日附の降伏文書第二項には次の如きことが書いてあります「下名は茲に日本帝國大本營並に何れの位置に在るを問はず一切の日本國軍隊及日本國の支配下に在る一切の軍隊の聯合國に對する無條件降伏を布

告す」又この文書の第三項には「下各は茲に何れの位置に在るを問はず一切の日本國軍隊及日本國臣民に對し敵對行爲を直に終止すること及聯合國最高司令官又は其の指示に基き日本國政府の諸機關が課すべき一切の要求に應することを命ず」と書いてあります。又降伏文書の第五項にはかういふことが書いてあります。「下名は茲に一切の官廳、陸軍及海軍の職員に對し聯合國最高司令官が本降伏實施の爲適當なりと認めて自ら發し又は其の委任に基き發せしむる一切の布告命令及指示を遵守し且之を施行することを命ず」私は裁判官各位に對し此の裁判所を設立致しました條例は此の命令の中の一つであるといふことを申上げます。最初の命令は命令第一號であります。今回のは命令第二十二號であります。故に現在被告が犯罪でないと主張する犯罪を此の條例がはつきり明確に述べて居るといふことを附加するのは或は必要であると思ひます。

これに關しまして日本側の降伏及びドイツ側の降伏につきましては其の相互間に非常な差異があつたといふことは承知して居ります。さうしてこれらのことはすべて日本國の合法的政府によつてはつきり承認されたのであります、當時の日本國政府には被告人自身の多くの者が含まれて居りました。第六項に於きましては「下名は茲にボッダム宣言の條項を誠意に履行すること並に右宣言を實施する爲聯合國最高司令官又は其の他特定の聯合國代表者が要求することあるべき一切の命令を發し且斯る一切の措置を執ることを天皇、日本國政府及其の後繼者の爲に約す」降伏文書の最後の條項に於きましては次の如きことが書いてあります。「天皇及日本國政府の國家統治の権限は本降伏條項を實施する爲適當と認むる措置を執る聯合國最高司令官に服せしめるるものとす」降伏文書の解釋に關する如何なる手續に於きましても、さうしてそれは既に先程の動議によつて抗辯されたのであります。が、此の降伏文書が條件付であつたといふ誤った主張を斷乎として排撃することが最

若し御差支へなければ首席検察官と致しまして少しくこれに付きまして見解を述べさせて戴きます。此の私の言及せんとする所は、若しあが現在の平和を守つて行かうとするこの手續が正しく遂行されなければ世界の殲滅を意味するものであると主張致します。この法廷に對しまして提出されました正確なる法律上の主張は文明國が文明を救ふために世界の大部分に對し侵略戰争を齎したるもの責任者を罰することによつて文明を救ふ有效なる防禦手段を執る能力に對し明かなる反駁であります。其の主張は要するに其の合法的な諸官憲によつて結ばれた條約義務及び保障は何の意義も持たないといふことになります。此の大膽なる主張は此の動議の發議者によつて提出されて居るのであります。即ち文明の存續を危くする所の殘酷なる又不法なる戰争を齎した勢力を指揮した所の個人がその高い官職或は責任の地位によつて揮つた人間が澤山入つて居る所の建物にガソリン及び火薬を撒き、物入れには石油に浸れた櫛櫛を入れ、戸口には薪を重ね、中に入つて居る者が逃げられないやうに窓を釘付にしてそれから彼等の支配下にある責任なき又どうすることも出來ない個人に對し彼等が既に燃した松明を與へた後それを使ふことを命令することが出来るといふ主張になるのであります。さうしてかういふことを先づ全然罰せられることなくして出来るといふのであります。此の譬へは先程辯護人側が仰しやつて居られましたやうな法律的觀念にばかりこだはつて居る者に對しては非常に耳障りになるかも知れませんが、この譬へ話は實際の戰爭の苦痛を耐へ忍ばねばならぬ者達にはして其の發言をする権利を持つて居るのであります。何となればかういふことを主張する者共も肝要なのであります。

は、からいふ破壊を齎す權能權力をを得た所の指導者及び官吏が、即ち此の破壊を準備し計算してそれを開始した所の官吏及び指導者が何時まで絶つても法廷の裁きに連れて來るといふことが出来ないといふ主張であります。からいふことを許可するならば此の指導者の支配及び命令に服従せねばならなかつた所のどうすることも出来ない犠牲者達及び數百萬の他の無罪の個人がこれらの指導者が罰せられず居る間全く耐へることの出來ない苦痛を耐へねばならぬといふことになるのであります。

○ウエップ裁判長 一時三十分まで休憩致します。

午後零時三分休憩

午後一時三十五分開廷

○ヴァンミーテー執行官 故に開廷を宣します。

○キーナン主席検察官 休憩前我々の話は斯う云ふ所まで済んで居りました。

即ち是等指導者の支配及び命令に服従せねばならぬ所の無力なる犠牲者か、又他の數百萬の無事の民は、是等の行爲の爲に言語に絶する苦痛を忍び、一方是等の指導者は處罰されず自由の儘で居ると云ふことになります。そして是が法律であると言はれています。斯かる主張は不健全であると同時に忌はしいものであります。そして被告人の動議に依り廣汎なる論點が持出されたのであります。即ち人類は自ら法理論の型に置かれ、其の法理論と云ふものは根柢からも論理もないものであります。斯かる屈辱的な法理論の力に従ひ、責任を有する犯罪人を處罰せず自由の身の儘に置いて置くことが出来ませうか。抑々組織された社會が好い加減默認を待たねばならぬと云ふのであります。それは即ち人類が自らを救ふと云ふ法律的な權利を持つて居らないと云ふ主張になるであります。其の動議には以下の如き非常に限られた狭い法律的主張がされて居るのであります。即ち一九

四五五年七月當時の一般的觀念に依れば、戰爭犯規者と云ふものは戰爭開始後に於て戰爭の法規、慣例に違反したる者を意味し、そして是等の者は從來の國際法の慣例に依つて處罰し得るものであると云ふのであります。此の提議は國際法に依つて支持されて居ると云ふのであります。又一九四五年七月二十六日に於てすら、戰爭犯罪人と云ふ言葉の意味を是等の日本人が被告人は理解する正當な權利を持つて居つたのであります。我々は法廷に次の如きことを指摘致します。被告人は自分に都合よく或る非常に重大な、そして關聯性のある、又我々の主張する所によれば、決定的なる宣言及びステートメントを除いて居るのであります。我々は今其の中の二三を擧げたいと思ひます。

一九一九年、ヴエルサイユ條約の締約は、日本も含みまして其の締約國が、國際道徳及び條約の神聖に對する最高犯罪の廉を以てドイツ皇帝ヴィルヘルム二世の公判に付ての規定を致しました。一九二〇年に於きましたは、日本を含む國際聯盟の加盟國は、平和的解決を規定する聯明規約に反して開始せられた戰争は聯明加入國の各國に對する戰爭行爲と看做さるべきことを規定致しました。仍て規約に違反せる戰争は不法なる戰争なり、それに附隨せる謀略行爲は總て國際社會に對する犯罪として刑量さるべきものであります。國際戰争に關する平和的解決に付てのジュネーヴの議定書、是は四十八箇國の代表に依つて調印されましたが、この議定書には特に侵略戰争は國際的犯罪を構成すると規定してあります。次いで一九二七年、殆ど同じ文句を用ひて國際聯盟の第八回總會に於きました満場一致決議されました。日本は此の兩方の分とも締約國に對する決議文を採用致しましたが、この決議文の序論には、特に侵略戰争は人類に對する國際犯罪を構成すると規定しております。一九二八年の第六回汎米會議は侵

掇て敵護人側は、先程此の汎米會議の決議は此の法廷の手續に對して全然效力なきものと主張しましたが、私は今非常な尊敬を以て、此の會議の決議文は非常に明確に、又間違ひのなき

言語を用ひて侵略戦争は「犯罪である」と云ふことを規定し、且つ此の汎米會議と云ふものは世界の非常に重要な部分の各國が集まつてなしたるものであると云ふことを述べたいと存じます。

又一九〇七年、即ち明治四十年と云ふ非常に早い時期に於て「ハーベー陸戰條約慣例」に付ての規約に於きまして斯う云ふことが書いてあります。即ち陸戰條約慣例に對するより完全なる規定が出来るまで締約國は以下の如きことを約す。そして私は此の引用致しました文句を更にあります。そこで私は此の引用致しました文句を更に續けたいと存じます。「更により完全なる陸戰法規慣例の規定が出来るまで締約國は次の如きことを約す。即ち交戦國の住民又は交戦國の戦鬪員は國際法の原則及び保護の下にある。又其の國際法なるものは人類の法則及び今までの慣例に依り既に確立されて居る慣習に依るものである」又此の「ハーベー條約は日本國天皇の名に於て日本國代表に依つて調印されたと云ふことも亦興味のある事實である。

いと云ふ締約的義務が加はつたのであります。又我々は此の動議を支持する種々の論點、又此の訴訟手續を通じまして、條約と云ふものは意義を有さないとして居ます。ボツダム宣言當時、又降服當時理解せられて居た戦争犯罪人と云ふ言葉の意義は何でありましたでせうか。一九四三年十一月一日、モスコーに於てそれぞれ各國を代表するルーズベルト大統領、チャーチル總理大臣及びスターリン元帥に依つて歴史的聲明が發せられたのであります。其の聲明に於きまして、捕虜の虐待、殺戮及び處刑に對し責任を有し、或は參加せる戦争犯罪人及び便宜上重大戦争犯罪人と呼ばれた所の戦争犯罪人即ち彼等の犯罪と云ふものは、特定な地理上の場所はなく、又彼等は聯合國政府の共同決定に基き處刑さるべきであると規定されて居たのであります。一九四二年十一月六日、革命二十五周年記念日に於まして、ソ聯全國會議の會議上、スターリン元帥は此の戦争の目的の一つは忌はしいヨーロッパに於ける新秩序を破壊し、それを確立したものと處刑するにあると述べました。又一年後次の記念日に於きまして同じスターリン元帥は、總ての戦争犯罪人、是は戦争に對する責任を有する者を含めると、總ての戦争犯罪人まで處刑する意圖を繰返して述べました。其の時スターリン元帥はロシア國民及び世界に對し次の如きことを言ひました。

我々の聯合國と共に我々も此の戦争及び國民の苦しみに對し責任を有する總てのファシショ的犯罪人は、如何なる國に陥れやうとも彼等の犯罪に對し厳格なる處刑を受け報復を受けらるものであると述べたのであります。

○ウエーブ裁判長 只今キーナン氏は被告に對し強い言葉を以てルーズベルト大統領の言葉を借りて少しく述べさせて貰ふことを申出ましたが、裁判長に於きましては之に付き餘り煽情的にならない限り許すことに致します。判事相談の結果續けることを許可致します。

〇キーナン首席検察官 一九四三年二月十三日
日、ルーズベルト大統領は大解放者リンゴコルンの誕生日に際しての重大なる演説に於きましたて、次の如きことをはつきりと断言致しました。彼等の犯罪の結果を免れようとする恐怖的な企圖、計畫に對して、我々即ち聯合國總ては次の如きことを言ふのである。即ち権軸國、或は権軸派と交渉する唯一の條件はカザブランカに於て宣言された條件であります。即ち無條件降服、我々は讓歩せざる政策に於て、権軸諸國の一般國民に對し害を企圖するものではない、併しながら我々は彼等の有罪なる野蠻なる指導者に對し處罰を加へ報復を加へるのを企圖するものである。

又一九四二年十月十二日と言ふ吉日へも、ルーズベルト大統領は、世界各國に中繼されたアメリカ國民に對するラヂオ放送に於きましたて斯ふことを斷言致しました。我々は聯合國が、ドイツ、イタリー、日本の國民に對し最終的な報復を望むものではないといふことを全く明かにした。併し彼等の主謀者及び其の殘忍なる手下は指名され逮捕され、そして刑法の法律的手續に基いて裁判さるべきである。又私は、是等此處に居る被告が主謀者或は殘忍なる手下と云ふ言葉の意味に付て分らないと云ふやうな主張に對しては、全然許さないことを望むものであります。そしてその演説のされ事實と云ふものはボツダム宣言或は降服文書が調印された日よりまる三年も昔のことであります。

一九四三年十二月一日のカイロ會議に於きましたて、アメリカ合衆國はルーズベルト大統領を通じて、又中華民國は蔣介石大元帥を通じて、又聯合國は總理大臣チャーチル氏を通じて以下の如きことを宣言致しました。「各軍事組織の野蠻なる敵國に對し假借なき壓迫を加へるの決意を表明せり。右壓迫は既に増大しつつあります。三大同盟國は日本國の侵略を制止し且つこれを罰する爲め今次の戰争をなしつつあるものな

り。此の嚴格なる警告、日本國の侵略を制止し之を罰すると云ふ文句の正確なる意義は何ありますか。被告人は斯かる處罰は、日本國民中此の戦争を開始するに當り全然關係せず、又我々が思ふには、彼等自身が此の被告人の犠牲者であり、即ち其の中の數百萬と言ふものは殺され、又其の都市及港灣は未だ曾て知られざる程破壊され、現在再建への苦い、そして困難な途が残されて居る此の日本國民のみに對して加へるべきであると主張するのでありますか。此の嚴格なる警告に於きまして、聯合國の指導者は日本國民を意味したのでありませうか。我が指導者は、此の全世界に亘る劫火の共謀者、計畫者及び獨裁者に對して、親切なる刑から免除を與へると云ふことを意味したのでありますか。是はをかしい理論であります。そして此の理論は此の法廷に印象付けるのは困難である。のみならず世界各國の國民及び日本の國民にも印象付けるのに困難であると思ふのであります。併し若し此の點に付きましたして疑問があります。併し若し此の點に付きましたして疑問があります。ならば、ボッダム宣言を讀めば其の疑ひは直ぐ晴れるものと思ひます。

其のボッダム宣言に於きましては、米國、聯合王國及び中華民國の指導者に依つて宣言さ

れ、後ソビエト社會主義共和國聯邦に依つて採用されたものであります。それに於きましては各聯合國の意圖が明かにされて居るのであります。私は第十條を引用させて戴きます。「我等は日本人を民族として奴隸化せんとし、又は國民として滅亡せしめんとするの意圖を有するものにあらざるも、我等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に對しては嚴重なる處罰を加ふるものなり」是は同宣言の第八條に「カイロ宣言の條項は實施されるべし」即ちカイロ宣言の中「三大同盟國は日本國の侵略を制止し且つ之を罰する爲め今次の戦争を爲しつつあるものなり」を勿論含んで居ります。そして等の條項は、總ての被告人が聯合國のはつきりした意圖に付き十分なる豫告を受けて居り、又日本國民も同様に十分なる豫告を受けて居たたま

と云ふことを明かにして居るのであります。又

是等の侵略戦争を計畫し開始し、又遂行した責任を有する者に對しては厳格なる處罰を加へると云ふことが主張しております。其の嚴格なる處罰と云ふものは、普通の罪人に對すると同様の處罰であります。

裁判官閣下、次には副檢察官コミニズ・カー氏を御紹介致します。彼は同じ問題に付きまして他の方面から論議するものであります。

○ウエップ裁判長 コミニズ・カー氏は演説の全文を英語で朗讀し、次いで通譯側から、其の日本文の全部を朗讀することを請求しましたので、裁判長に於ては之を許可致しました。

○コミニズ・カー副檢察官 ……

○ウエップ裁判長 十分間休憩致します。

午後二時五十五分休憩

午後三時十分開廷

○ヴァンミーテー執行官 ズに開廷致します。

○コミニズ・カー副檢察官 裁判長各位に對し先程話しました申立の文書を讀上げました。(以下翻譯者朗讀)

本裁判所の管轄權に關する申立に對するコミニズ・カー氏の回答

本申立は本裁判所の管轄權の全部を攻擊せんことを意味するものにあらず。然れども實際は本件起訴状の或る訴因を削除せんとするの企圖にして、且つ本裁判所條例の或る部分に對する攻撃なり。右は全くボッダム宣言及び降伏文書の或る辭句を狹義に解せんとする企圖に起因するものなり。

右は此の基礎に於て至極容易に處理し得るものなり。然れども吾人は此の方式の近接に對し二の反対説を擧示せんとす。其の一は本裁判所設立の特別宣言の第一條

ものにあらざるなり。之に反して如何なる國家若くは國家群も條約に限り自ら其の權利を禁じたるにあらざる限り戦争犯罪人を機會を有する時は何時にても亦何處にても裁判に附することの固有の権利を有す。この原則は從來屢々打立てられ、一九三一年出版のストゥエル氏の國際法五百九十七年至五百九十八頁の在記章句の中に遺憾なく要約せられるなり。「總會に參會せる諸國家は國際法の總ての權利を有するものにして、それは恰も往昔各族の集會が立法、司法、行政の全權を有したるが如きものなり。一般的且つ正則的には個人の處罰は夙に唱へられし如く犯罪人の國家に委ねらるるものにして其の國家の解意若くは法の適用に失敗ある時は代りて行爲を爲す國家は其の場合同様の刑罰規定を適用するものなり。併しながら國際社會を諸國家の平和に對する處罰せらるる犯罪の不名譽及び危險より保護することを必要とする異常なる場合に於ては會議の參加國は事後に於て犯罪を定議し、裁判所を構成し、宜つ裁判への不服従を強制することを得べし。然れども斯の如き手續に於ては國際法は各個人に對し最少限度の安全を保障し、且つ彼は法の正當なる手續を享有することなくしては審理せられ有罪の判決を受け、又刑罰を受くることなきことを要するものなることを常に想起すべきなり。」

右は一九四五年八月十一日の文書の第三項、「降伏の瞬間より國家を締治すべき天皇及日本政府の統治權は降伏條件を遂行する爲め適當と認める手段を取らむとする聯合國最高指揮官に服従すべきものなり」に依り明瞭にされあり。右の文章は降伏文書自體の最後の項に再び上記の言葉通り記載あるなり。而も尚ほ「峻厳なる裁判が我が俘虜に對し慘虐行爲を加へたる者を含め總ての戦争犯罪人に對して課せられるべき」との特定の語が正確に讀まる時、ボッダム宣言第十項は通常の戦争犯罪として規定せられたるもの以外の犯罪が含まれるものなることを明白なり。

第二の反対説は、ボッダム宣言は聯合國の意圖に關して或る條件を宣言書形式に於て記載したりと雖も、それは第十三項に於て日本の全武裝兵力の無條件降伏を要求することを以て終れり。一九四五年八月十日、スイス國代理公使により轉送せられたる通牒の中に一の條件を挿入せんとする日本政府の企圖は、八月十一日即時拒否せられ、且つ降伏文書自體の中に、日本政府は辭句上無條件降伏を宣言せり。このとの聯合國國家の權利はボッダム宣言の諸條項、並に之に合致せる爾餘の文書に對する日本政府の降伏文書に依る同意にのみ基く

ボッダム宣言及び他の文書に於ける意圖の記載は現在十分に實施せられつつあり。又今後も十分に實施せらるべし。然れども右は本件起訴に當りて是等被告人に對し如何なる權利をも附與することを得ず。又彼等をして本裁判所條例に對し如何なる攻撃をも開始せしむること能はず。次にボッダム宣言に關する本申立の第一點を按するに、右は第十項の「戦争犯罪人」なる語に對し狹義の意義を與へ「通例の戦争犯罪」として本裁判所條例第五條(ロ)に記載せられしものに制限し、之を解釋せんとする企圖の上に根據を有するものの如し。然れどもボッダム宣言第十項は戦争犯罪人の完全なる定義を含む趣旨にあらずを他に多くの餘地の存する如く聯合國の爲に行動する最高指揮官の次々に發出する命令に依り擴張せらるべき餘地を存するものなることを明白なり。

「聯合國国及び協商國は國際道徳及び條約の神聖に對する最高の犯罪に因り元黒漁國皇帝ホーヘンツォーレン家のウイルヘルム二世の犯罪認否を公に請求するものなり。

・特殊の裁判所が被告人を審問する爲め構成せらるべし。仍て防禦權に必要なる保障が被告人に與へらるべし。裁判所は次の各國、即ちアメリカ合衆國、大不列顛國、佛蘭西國、伊太利國、日本國より各一名づつ任命せられたる五名の判事に依り組織せらるべし。

其の判決に於ては裁判所は國際的契約の嚴肅なる義務と國際的道徳の有效性を擁護せんが爲め國際的政策の最高の動機に因り指導せらるべし。裁判所は課せられるべきものと思料する刑罰を定むることを其の任務となす。

聯合國及び協商國は前皇帝を審問に附する爲め其の引渡渡を和蘭國政府に要求するものとす。」

本條約は第一次世界大戰的主要戰勝國の一員にして、現在は敗者たる日本國、他にイタリー國、並に當時も亦現在も敗者たるドイツ國、並に本件起訴狀に記載せられたる當時及び現在の戰勝國たる左記諸國を含む二十八箇國に依り署名せられたり。即ちアメリカ合衆國（當時はフィリピン諸島を合せ代表しが今回は別箇に代表せらるべらる。）

・大英帝國（藻洲聯邦、カナダ、ニュージランド及びイングランドを含めしが今回は各別に代表せらる）フランス國及支那國並に本件起訴狀に記載あるボルトガル、シャム並に當時も現在も戰勝聯合國側の其の他の國家にして茲に代表せられるものに依り署名せられたり。

右は日本國を含む前記二十八箇國中二十四箇國に依り批准せられたり。アメリカ合衆國は條約の第一章を構成せる國際聯盟規約に對して同國に發展せる見解の變更に因り批准せざりき。カイゼルの裁判は既にオランダ國へ亡命し且つ同國より前記の罪狀により送還せしめ得る條約なかりし爲め實現せざりき。

私が既に引用したるストゥエル氏の章句は更に次の如く繼續す。

「國際社會ノ爲ニ行動スル戰勝聯合國ハ其ノ意思ニヨリテハ「カイゼル」ヲ一九一四年八月ノ出來事ニ於ケル個人的責任ニ對シ審理スルノ權利ヲ有シタリ。然ルニ聯合國ハ政治家ニヨル裁判所ヲ任命シ、且ツ「カイゼル」ガ自己ノ防禦ノ爲メニ要求スルコトアルベカラシ書類ヲ其ノ記録保存所ヨリ提出スルコトヲ彼ニ拒否スルノ權利ヲ有セザリキ。」

輿論ノ現狀ニ於テハ「カイゼル」ノ審理ニ關シ條約ノ規定ヲ遂行スル何等ノ企圖モ恐ラク見ラレズト謂フモ可ナリ。然レドモ社會ヲ保護シ且豫々定義スルコトヲ得ザル犯罪ヲ處罰センガ爲ニ個人責任ノ原則ヲ維持スルノ要アリ。」

本件に於ては一國の元首を審理することの妥當性に付きカイゼルの場合に於て多少の論爭を惹き起せし問題は發生せず。

吾人が審理に附せんとする被告人等は、日本に於て吾人が期して立證せんとするが如く吾人が訴追しつつある平和に對する犯罪を犯すに有效なる力を行使せり。

原則は明に定められたり。前例は日本を含む以上數々の國家に依りて確立せられ且つ確認せられた。

然れども右は理論上新奇なるものにあらず。本申立自體が認むるが如く、戦争の法規及び慣習に對する侵犯者を審理處罰する交戦國の権利は、夙に多年普遍的に認められ来れり。實際に於ては右は單に條約に於て部分的に神聖化せられたる國際法の違反に基くものなり。右原則は其の他本裁判所條例第五條(イ)並に本件起訴状第一類の訴因に包含せられたるが如き國際法及び條約の違反に適用せられたる時は同然なり。

特殊事例として取れば、宣戰布告若しくは最後通牒なくして敵對行動を開始せる場合あり。此れは一九〇七年のハーケ條約第三條に於て始めて條約に依り取扱はれたるものなり。ストゥエル氏は此の事情を四百五十二頁に於て次の如く要約しあり。

「意圖の警告、國際的安全及び信義の尊重は、表面友好的にして且つ相互に信頼せる平和關係をば適時の通告を構成するに足る警告をなくしる恐怖を防止せんが爲にして、此の背信は平和を妨害せらるべきからざることを要す。是は常に凡ゆる民族間に於て撻と成り來りしものの如しむるが如きものなり。原始民族間に於ては一般的に、又歐洲國家間に於ては比較的近年に到るまで、戰爭手段は形式上の通告若しくは宣言殆ど戰争よりも更に惡質なる危險性のものたらしむるが如きものなり。日本自らも將來起り得べき何等か此の種の論争を避くるを望ましきことを認めたり。されば一九〇七年十月十八日のヘーベー條約(第三次)の敵對行動開始に關する件文に於て、調印國の聲明せる「平和關係の維持を確實ならしむる爲め敵對行爲は事前の通告なくして開始すべからざることの重要なこと」と「戰爭狀態の存在は遲滞なく中立國に通告せらるべきことの等しく重要なことに鑑み」、「此の趣旨に副ふ條約の締結を希望せるが故に以下の者を全權委員として任命したり……」と宣言せり。而して此の目的の聲明の實現に當り本條約は次の條項を包含す。

〔第一條 締約國は理由を附せる宣戰布告又は條約的宣戰布告を附せる最後の主張せられたるものは、一九〇七年、若しくはそれ以後に締結されたるべきことの等しく重要なことに鑑み〕

〔第二條 権利の如何かの形式を有する事前の且つ明示的通告なくして相互間の敵對行動は開始すべからざることを認む」

以後に締結せられたり。故に本起訴の謂はむとする所は、ペルサイユ條約第二百二十七條は新主題に關するものなるも、既に十分に確立せられたる原則に對して單りし條約の侵犯の爲に最高級の個人の責任に對し、他の諸國と共に日本國に依り其の當時適用せられたる同じ原則が、其の時以來實施せられたる諸條約の侵犯に對しても等しく適用し得るものなることなり。

被告の主張の不條理なることは、人道に對する罪竝に戦争開始時及び其の遂行中行はれたる戰闘員及び非戰闘員に對する殺人の罪に關する裁判に對する反對を含むに到りたることに注目する時は極めて明かなり。一九〇七年の第十四次ヘーベ條約は俘虜に對して犯されたる犯罪のみならず、敵對行動に於て犯されたる犯罪及び占領地域内の地方住民に對して犯されたる犯罪をも取扱ふ。敵對行動の發端に於ける殺人の訴追に關しては、現在は恐らく此の問題に關して法廷に提出を豫想せらるる議論を重ねる場合にあらず。其の根據は殺人罪が法的正當性を有せずして人間を故意に殺害することに存する謂ふにあり。あり得べき斯くの如き殺人に對する他の法的正當性の中には、合法的交戦權即ち合法的戦争の過程に於て戦争法規に依り禁ぜられるざる方法及び狀況に於て兵士が敵を殺害する権利なるものあり。吾人の證據が與へられたる際訴追せられたる事件に於ては、斯様な正當性は存在せざりしことを主張すべし。或る事件に於ては敵對行動が無警告にて始められたるが故に、或る事件に於てはそれ等が侵略を禁じある他の條約に違反したるが故に、他の事件に於てはそれが戰闘員及び非戰闘員の双方に對する他の條約が戰闘員及び非戰闘員の双方に對する不法なる行爲を含む戦争法規及び慣習に反せるが故に。

本件起訴状に於ては、阿片及び其の他の麻酔藥の使用を本來の戦争犯罪として訴追せる訴因なし。右は不法なる戦争の遂行の爲の手段の一

つとして主張せられるのみ。

是等の訴因に基き有罪判決を受けんが爲には、吾人は法律及び事實の双方に關する提案を處理せざるべからず。然れども本裁判所が殺人の訴追を棄却する管轄權、即ち明かに本條例に依り附與せられたる管轄權を有せずと提議するが如きは、吾人の本件起訴に當り不條理も甚しきものなり。

戰爭法規を取扱ひたる或る特定の國際條約が、それに對する侵犯を罰すべきなりと特定せよと謂ふ事實は、戰爭犯罪たる其の侵犯に對する處罰を除外するものにあらず。

戰爭犯罪を處罰する慣習は、或る法律が條約の形式に現はされたるより遡か以前に慣習法の一部と成り来れり。一八六四年の赤十字條約より一九二九年のジュネーブ條約に到る國際條約は、其の條規を侵犯するに當り、犯されたる戰爭犯罪の處罰に對する條規を包含せず。それ等が戰爭犯罪にまで達したる時には侵犯を罰すと謂ふ先行慣習より逸脱せんとする意圖なかりき。

是等の條約の最初のものより以前の慣習法は、一八六三年四月二十四日のリーバーの一般命令第一百號四十四項目中に記載しあり。即ち「被侵略國の人々に行はれたる一切の放逐なる暴行權威ある將校の指揮に依らざる一切の財產の破壊、一切の強盗掠奪若しくは劫擄……斯る住民に對する一切の強姦、傷害、不具者となすこと、或は殺人行為は、死刑又は其の惡行の重大性に相當なりと思料せらるる他の峻嚴なる刑罰の下に禁ぜらる」

刑罰の實行は今日に至る迄繼續せられたり。

國際條約中に戰爭主要法規の記載が行はれ始めてより以來、此の種數千の事件が軍事裁判所に依り審理せられたり。此の數千の軍事裁判に加ふるに、ライプチヒ裁判たるもの、一九〇七年の病院船條約及びヘーゲ條約の何れにも其の條項の侵犯に對し専らに制裁を規定することなきも、是等條約の侵犯を行ひたる戰爭犯罪に對する裁判及び刑罰の熟知の例なり。

エクス・バルテ・キーリング事件(一九一〇年)

S)に於て裁判長ストーンは、確定せる法として軍事法廷は個人に對し刑罰を課するの權力を有すること及び軍事法廷はヘーゲ條約中に指定せられたる違反及び類似の違反に對し實施目的に對するに十分なる餘地を與ふべく實行する裁判權を有することを認めたり。

されば吾人がそれに準據し、又それを附錄B中に記載せる其の條約中に違反に付き責任を負ふべき個人に對する法的結果に關して何等の記載なきことは重要ななものにあらず。吾人の本件起訴に當り、斯様な條約の違反の結果は、通常の戰爭犯罪を取扱ふ場合に於て、確立せる法則に依りて示されたるものと全く同様なり。條約或は條約が數衍せる國際法を犯せる者は、總て平等に戰爭犯に於て、其の犯行の輕重に從ひて罰せらるべきなり。

本條例は本裁判所が抱束せらるる原則を規定し、且つ其の規定に當りては周知の國際法に從ふものなり。

申立の第二點は二つに分たる。第一はボツダム宣言及び降伏文書の目的は當時存在せる日本國と聯合國間の戰爭狀態を終了せしむるにありとし、次に訴因第二に於て支那國に對し訴因第二十五、第二十六、第三十五、第三十六、第五十一及び第五十二に於てソビエット社會主義共和國聯邦に對し犯したりと主張せられたる犯罪を裁判に附するは、是等が過去に於て日を異にして行はれたるが故に、本裁判の管轄に所屬するものにあらずと主張するものなり。

同趣のこととは前述の各訴因に主張せられたるソビエット社會主義共和國聯邦に對し爲されたる犯罪に付けても日時に関する右と同様な論據を有する限り前述と同様に該當するものなり。然れども此等の訴因に對する異議は、問題の事項、それは他の附帶事情と共に當然證據の主題となるべきにも拘らず、却つて被告側主張の或る種の默契により既に解決したりとなす更なる論争にも基くものの如く見ゆ。是れは被告人が其の事件を主張する際に提出することを得る事項なり。

若し本裁判所が第二點に付き提起せられたる

論争の何れを探るべきかの判断を證據調べの終了後まで延期せんことを可なりと思考するに於ては、本檢事局は斯かる處置に反対するものにあらず。

第三點は既に論議せられたるボツダム宣言、

並に降伏文書の意義及び目的に關する論議の再開に始まり、本論點は續いて一九四五年七月二十六日に日本國と交戰状態にあらざりし如何

支那國より奪取せる領土は奪取の日時、若くは一九一四年に遡る凡ゆる事件を顧慮することなく

支那共和國に返還さるべき旨を明示せり。それは亦朝鮮の自由にも關係を有す。日本國の支那國に對する戦争が一九三一年九月十八日より繼續せられたるものと考へらるべきか、將又一九三七年七月七日新に開始せられたるものと認むべきかは、本裁判所が其の事實に付き確定するの要あるや

も測られざることに屬す。本件起訴状は本件裁判所をして此の問題に關し上記の見解の内何れに確定するも實施することを得せしむる爲め明瞭なる訴因(第二及第三、第十八及第十九、第二十七及第二十八)を具備し居れり。吾人の本件起訴に於て、本裁判所が(吾人が爲さんとする主張に反して)是等の戦争が各別異なる戦争なりと

思案せらるべきものとなすの見解を萬一採用す

ることありとするも、本裁判所條例、降伏條件

に關係せる被告人等の何人かによつて犯されたる

犯罪に關する管轄權を行使することを妨ぐる

何物もなし。

申立の第三點は二つに分たる。第一はボツダム宣言及び降伏文書の目的は當時存在せる日本國と聯合國間の戰爭狀態を終了せしむるにありとし、次に訴因第二に於て支那國に對し訴因第

三、第五十四及び第五十五に含ましむることに對し等しく適用するを得べし。然るに吾人の本件起訴に於ては何等此の趣旨のものなし。ボツ

ダム宣言第十項には、戰爭犯罪が行はれたるこ

とあるべき國家に關しては、何等制限なし。併

て平穏に於て朝鮮に於て朝鮮に

り得すとの明白なる理由に依り斯の如き制限あるのみなるべし。更にカイロ宣言に於て朝鮮に

關する記載のあることは此の點を明白ならしむ

るに資するものなり。

故に吾人は本申立の却下さるべきことを要請す。吾人は此處に起れる國際法の問題に付き、

此の段階に於て本裁判所に論議を餘す所なく開

陳したるものにあらず。本裁判所が全論議を聽

取せる後、最後の判断を下すに至りたる時、是

等の問題に關し權威ある宣誓の含まるることを

切に希望するものなり。

○ウエーブ裁判長 檢察側から何か話がありますか。辯護人側から何か話がありますか。

○コミニズ・カーフ副檢察官 今朝新しく問題が

出ましたので、それに付て二三述べさせて戴き

ます。最初の議論は英國陸戰法規からの抜萃に

基いて居りました。此の法規を一見するに軍人

の指導の爲に發せられたものであります。本法

規の第四條は英國陸戰に關するものであつて、

此の中にはヘーゲ和平條約に含まれて居ります。即ち戰鬪員及び非戰鬪員に對する義務に

付て書いてあります。斯う言ふ文句が述べてあ

ります。占領軍は住民の生命に對して義務を負

ふものであり、彼等の國內の平和及び治安を擾亂すべからず、又彼等の宗教に關するべからず。又不法に彼等自身に對し不法行爲を犯すべからず。又彼等の持物に對し掠奪的行爲をするべからず。」又今朝引用されました第四百四十一項を見ますれば、それにはオツベンハイムの著書の第二巻から採つた定義が記されて居りますが、それに關する戰爭犯罪人の定義は非常な廣義のものであります。即ちそれは戰爭犯罪人とは、今朝辯護人側からの主張を聽きますと斯う云ふことになります。即ち日本がボツダム宣言を受諾せる時には誤解の下にそれを受諾した。或は聯合國政府が今平和に對する罪を本起訴状に含めることに依つて背信的行爲をしたとさえも主張して居るものと思はれます。

此の點に付きまして先づ戰爭犯罪人とは實際どう云ふ意味を持つものであるかと云ふことを設決定せねばなりません、是は私も同意であります。併し又同様に、聯合國側の代表が戰爭犯罪人とは如何なるものであるかと云ふことを設明したことを探究するのも必要であると思ひます。何となれば若し日本國政府が當時聯合國の言ふことを理解して居りましたならば、今になつてから被告人が背信行爲などと主張するのは無用なこと、無益なことであります。そして私は此の觀點より先程キーナン首席檢察官が引用致しました聯合國各國の指導者の演説などは、此の裁判に取つて關聯性のあるものであると由立てます。

若し當時日本國政府が戰爭犯罪人の意義に付て何か疑問を有して居りましたならば、質問することに依つて其の疑を晴らすことは簡単なことでありました。彼等は天皇の將來の地位に付き質問を實際したのであります。そして彼等は速かに返答を受けたのであります。

最後に私は此の事を本裁判所に審理して戴きます、誤解或は背信に頼るために、被告人に對して以下の如きことを立證することが必要であります。即ち彼等が降伏をした時に、戰爭犯罪人と云ふものは此の二十八名を含まないと云

ふ誤解を持つて居たと云ふことを證明せねばなりません。又若し彼等此の二十八名の被告が裁判に附せられると思つて居たならば、此の降伏文書に調印しなかつただらうと云ふことも證明せねばなりません。さう云ふことになりますと、彼等は此の二十八名の被告が裁判されるよりは、日本國民がボッダム宣言第十三條に書いてあります、速かなるそして完全なる破壊に至らしめられることを寧ろ好んで居つたことになります。

證據調べが始まり證人の證言が行はれます時に終戦當時の指導者、其の中には被告の中の三名も含まれて居りますが、彼等が此の點に付いて如何なる見解を持つて居つたかと云ふことを知るのは興味深いことがあります。

○ウエップ裁判長 御返事はどの位掛りますか。

○清瀬辯護人 三十分位で済むと思ひます。

○ウエップ裁判長 どうぞ。

○清瀬辯護人 裁判長、原被兩告の間に感情的な言葉を取交すことは、冷靜なる御判断を受けることに利益がないと思ひます。それ故に私は此の論點に關係のあるものだけを拾つて静かに申上げて見たいと存じます。

先づ本朝以來キーナン首席檢察官の仰しやられたこと其の次には午後仰しやられたこと最後にコミニズ・カー・イギリス出身檢事の仰しやられたことの中で私の申上げたことを誤解され居られるやうな點を申上げたいと存じます。

第一は、私は斯様に了解します。即ち今回の國際軍事裁判の基礎たる憲章の第二項に斯う云ふことがあります。This arder was Promulgated in accordance the terms of Surrended

は Following are terms, と云ふ文字があります。然らば何故キーナン検事、カーラー検事の言はれる無條件と云ふ文字が現はれたかと言へば、それはアーマード・フォースに入つて居る。兩君の御引用のボツダム宣言十三條は日本政府がオール・ジャバニーズ・フォーセスに向つてアントンコンディシヨナル・サレンダーを宣言せよと云ふのであります。即ち前線に於て、現に武装して居る兵隊が……

○ウエッブ裁判長 私が申上げますのは、無條件降伏とは日本側の言はれるやうな色々な條件から全部解放された自由なものだと云ふことがあります。

○清瀬辯護人 裁判長の所見はどうか原被兩告者が武器を投げ出して敵軍に身を委めることをサレンダーと言ひます。それ故に前線に居りました者でも武器を棄てて抗敵をせぬと云ふことになつた時分には或る條件が許されて居ります。例えば此の條約では武器を棄てた兵隊は家庭に於て平和なる生活を営む爲に郷里に歸してやうと云ふ條件が付いて居ります。若し聯合國の方で此の條件を履行しなかつたならば、是はボツダム宣言の違反であります。斯様なる國家なきことを世界の平和の爲に當辯護人は祈つて止みませぬ。

九月二日の降伏文書第二條も亦ボツダム宣言を承けたものでありまして、やはり軍隊の無條件降伏を言つて居るので、日本の政府の無條件降伏、日本國民の無條件降伏を言つて居るものではありません。即ち參謀本部「インビリブル・ジャバニーズ・アームド・フォーセス・アントンコンド・オブ・フォーセス・アンダー・ジャバニーズ・コントロール」その無條件降伏を言

書第五條には、最高司令官の宣言、命令に服すと書いてありますけれども、それは最高司令官の合法のボツダム宣言から授權された所の命令に従ふと云ふことであつて、最高司令官がなす一顰一笑何もかも之を委すと云ふことではなきのであります。

同第六項目に日本の天皇も日本の政府もボツダム宣言の目的の爲には司令官に従ふ意味が書いてありますけれども、それは此の條項にある通り此のデイレクションの項を全うする爲に従ふと云ふのであつて、ボツダム宣言以外のことにして付て服従すると云ふことは未だ曾て降伏文書にあります。

命令一號又は二十號の五條A及びC、即ち平和に關する犯罪人道に對する犯罪がボツダム宣言以外のものであります。マツクアーサー元帥の持つて居らぬ權限で發布せられたとするならば日本國民は之に従ふ義務はないのであります。

次にキーナン検事は、一九四三年十一月一日、ルーズベルト大統領、チャーチル首相、及びスターインがモスコーに於て發せられた宣言に言及せられました。併しながら此の宣言はドイツがなした殘虐行爲を處罰する爲になされたもので、我が國には毫も關係のない件であります。それは秋が既に曩に指摘して居ることであります、尙ほ申上げて置きます。

一九四二年及び四三年のスターイン元帥の演説も亦然りであります。

ルーズベルト大統領の、指摘された演説には戦争犯罪を處罰することは言及されて居ります。併しながら戦争が侵略戦であらうがあるまいか、之を新たに計畫することを罪し、準備することを罪するまでには言つて居らないのです。

カイロ宣言には日本を無條件に降伏させようと云ふ條項はあります。ありますけれども是は

をしないで局を結ぶ爲には其の無條件降伏は止めて、軍人だけの無條件降伏にして、之をコン・ヴェルサイユ條約を採用せられました。是が間違ひであります。ヴエルサイユ條約はカイゼルのオッフェンスを處罰すると云ふことを書いて、それをドイツが署名して承諾したからであります。若しボッダム宣言に、日本の戦争を計畫した者を處罰すると云ふことが書いてあって、それを我が國が、承諾したのであつたらヴエルサイユ條約と同様になるが、ボッダム宣言にはヴエルサイユ條約二百二十七條に相當する條件はないのであります。

而もここで一つ申上げたいことは、ヴエルサイユ條約は、斯くの如くクライムスと云ふ文字を避けて單にオッフェンスと云ふ文字に緩和して出来ました。此處に一つの意味がある。何故クラインスとしないでオッフェンスとしてやつたかと云ふことに付て、一つの問題があります。それは他でもない。當時アメリカを代表して犯罪人處罰委員會に臨んで居られた有名なランシー、スコット博士は、國際法學者此の兩名が、條約に違反したこと、國際道徳に違反したこと、クラインスと稱することは反対だと仰しやつて、遂に此の規定になつたのであります。我が日本も亦其の意見には當時同意したのであります。それ故にカイゼルは、結局は、オランダの不同意で裁判には拘りませなんだが、假令裁判に掛つても之をクリミナルとは稱しなかつたのであります。それで辯護人の方に却つて利益になる資料と存じます。

次に國際聯盟では、あの通りの會合でありますから戦争を非難して居ります。併しながら國際聯盟と雖も、侵略戦争は非難して居るが、侵略戦争をやつた國の個人を、政府、國家でなく一人一人の個人を犯罪とすると云ふ規定は未だ曾て設けたことはありません。

一九〇七年のハーグ條約も亦條約違反を犯罪

とせず、又條約に違反した國の指導者個人を犯人とする文字はありません。

カーラー検事は、今朝私がボッダム宣言は、太平洋戦争、條約違反戦争を犯罪、クライムとは致して居りません。一體クライム戦犯と云ふ言葉にも一定した意義、エスタブリッシュ・ミーニングがあります。それは刑罰を以つて處罰せられる行爲と云ふのが世界共通の定義であります。

然るに不戰條約には之に違反したものを處罰する規定はなく、其の前文、プレアムブルが、不戰條約に違反した國は此の條約上の権利を失ふと云ふだけなのであります。

カーラー検事は本日午後にストウエル氏の國際法を御引用になりました。カーラー氏の博識なる御演説には當辯護人は大變敬意を表するものでありますけれども、併しながら一人の学者の本に書いたことが、國際法にはならないのです。學説が國際法になることもあります。學説が國際法となるのであります。それは多くの學者が同様の説を立て、是が國際間に於て實行せられ、國際法協會と云つたやうな協會では認められ、世界の人が常識的に之を受取るに至つて、初めて學説が國際法となるのであります。ストウエル氏の著書には、殊に事後に於て、犯罪を提示して裁判所を構成して、裁判に付せしむ。此のことはあなた方が最も尊敬せられる事後法の處罰、エクスペクト・ファクト・ルールに反する意見であります。エクスペクト・ファクト・ルールに反する裁判をしても宜しいと云ふことは、未だ世界の通説には是はなつて居りません。尊敬するカーラー検事も是は御認めのことと思ひます。

○ワーレン辯護人 此の問題に關して一言言はして戴きます。裁判長閣下は先程、ルーズベルト大統領などの演説は此の審理に付きましては、無關係なるものであると言はれました。それは全く同意であります。先程キーナン氏がルーズベルト大統領の演説を引用致しました時に、辯護人側と致しましては辯護を致しませぬでしたから、それと同様に今度我々が辯護人と致しまして、トルーマン大統領の演説から引用させて戴く時に妨害されることなく引用させて戴きたい

ら、此の戦争に於ける數萬人の戦場に於ける死傷が、殺人だと云ふに至つては、驚かざるを得ぬのであります。

カーラー検事は、今朝私がボッダム宣言は、太平洋戦争を終結せしめると云つた言葉を捉へて御論議になりました。或は戦争の終結とホステイリティーズの終結とを區別した方が、正確であつたであります。唯我が國の言葉では同様に使ふ場合があるから申上げたので、訂正して宜ければ訂正もしますが、意味は同様になります。

即ち太平洋戦争のホステイリティーズを止める

條件であつて太平洋戦争以外のホステイリティーズ及びワードに於ける戦争犯罪は含まれないと同様になります。

キーナン検事も、コミニズ・カーラー検事も、共に文明の擁護の爲に、裁判をしなければならぬと仰しやる。それは私も同意です。併しながら所謂文明の中には、條約の尊重裁判の公正、是が諸君の仰しやる文明の範疇に入つて居らないであります。この起訴を放棄することが文明の爲に望ましき措置であると思ひます。

○清瀬辯護人 裁判長！ 裁判長は内容を御讀みになつたのでありますか。トルーマン大統領はボッダム宣言を：：

○ウエップ裁判長 トルーマン大統領が言つたと云ふことは、本件に付て何等の關係があります。

○ウエップ裁判長 討論は本件を以て終結致します。

明朝九時三十分に裁判所は閉會致します。

午後五時閉廷

終り

と存します。

○キーナン首席辯護官 私が先程答辯致しましたのは、其の人間に付てではありますまいして、自分が若し

正しく聽きましたならば、其の時日は今年の一月となつて居りますが、若しそれでありますなれば、是は此の問題に付て全然關聯性のないものと主張致します。

○ウエップ裁判長 トルーマン大統領が言つたと云ふことは、本件に付て何等の關係があります。

○清瀬辯護人 裁判長は内容を御讀みになつたのでありますか。トルーマン大統領はボッダム宣言を：：

○ウエップ裁判長 討論は本件を以て終結致します。

明朝九時三十分に裁判所は閉會致します。

午後五時閉廷

終り

と存します。

○キーナン首席辯護官 私が先程答辯致しましたのは、其の人間に付てではありますまいして、自分が若し

正しく聽きましたならば、其の時日は今年の一月となつて居りますが、若しそれでありますなれば、是は此の問題に付て全然關聯性のないものと主張致します。

○ウエップ裁判長 トルーマン大統領が言つたと云ふことは、本件に付て何等の關係あります。

○清瀬辯護人 裁判長は内容を御讀みになつたのでありますか。トルーマン大統領はボッダム宣言を：：

○ウエップ裁判長 討論は本件を以て終結致します。

明朝九時三十分に裁判所は閉會致します。

午後五時閉廷

終り

と存します。